

理 由

漁業共済事業及び漁業共済組合の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業共済組合に総代会の制度を設ける等の措置を講ずるとともに、疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物を共済目的とする養殖共済を実施できることとするほか、漁業施設共済について共済金の支払に関する特約を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。